

改定のねらい

- 今回の診療報酬・介護報酬の同時改定は、医療保険と介護保険との役割分担の明確化を目的としている。
- 患者の状態に応じて病棟間で適切な移動を行うなどして、病棟間の性格を明確にすることが重要。
 - ・ 医療の必要性が高い患者 → 医療療養へ
 - ・ 医療の必要性が低く、介護の必要度が高い患者 → 老健施設等へ

7

平成18年度改定による見直し

	【平成18年3月末まで】	引き下げ	【平成18年4月～6月】
療養病棟入院基本料1	(若人) 1,209点 (老人) 1,151点		(若人) 1,187点 (老人) 1,130点
療養病棟入院基本料2	(若人) 1,138点 (老人) 1,080点		(若人) 1,117点 (老人) 1,060点

患者分類の導入

【平成18年7月以降】				(参考：介護療養病棟)	
ADL3	885点	1,344点	1,740点	要介護5	1,322単位
ADL2	764点	1,344点	1,740点	要介護4	1,231単位
ADL1	764点	1,220点	1,740点	要介護3	1,130単位
	医療区分1	医療区分2	医療区分3	要介護2	892単位
	(低 ← 医療の必要性 → 高)			要介護1	782単位

入院基本料A:1740点、入院基本料B:1344点、入院基本料C:1220点、入院基本料D:885点、入院基本料E:764点

8